

(3) 各課所の事務分掌

◎本庁機関

課名	分掌事務
土木総務課	(1) 土木建築部所管の公共事業評価に関すること。 (2) 公共事業評価監視委員会に関すること。 (3) 土木事務所に関すること。
技術・建設業課	(1) 土木建築部の所管行政の技術に関する総合的企画及び調整に関すること。 (2) 建設工事の指導及び検査に関すること。 (3) 建設工事の技術管理に関すること。 (4) 設計単価及び積算基準に関すること。 (5) 工事仕様書及び技術基準等の調整に関すること。 (6) 設計積算の標準化に関すること。 (7) 土木技術の向上及び研修に関すること。 (8) 建設工事に使用する各種材料等の試験検査及び調査研究に関すること。 (9) 沖縄県建設技術センターに関すること。 (10) 土木建築部所管の公共工事の環境対策に関すること。 (11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) (12) 県営工事の請負業者の調査選定に関すること。 (13) 土木建築部の建設工事の契約に関すること。 (14) 建設業者の許可及び指導監督並びに経営事項の審査に関すること。 (15) 建設業者団体に対する指導助言及び勧告に関すること。 (16) 建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)の施行に関すること。 (17) 建設工事統計及び建設業務統計の総括に関すること。 (18) 浄化槽工事業者及び解体工事業者の登録及び届出並びに指導監督に関すること。 (19) 建設工事紛争審査会に関すること。 (20) 公共工事入札契約適正化委員会に関すること。 (21) 建設業審議会に関すること。
用地課	(1) 用地取得等の指導及び調整に関すること。 (2) 沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準等に関すること。 (3) 損失補償額算定に係る標準歩掛単価の設定に関すること。 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること。 (5) 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)の施行に関すること。 (6) 沖縄県収用委員会に関すること。 (7) 土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく事業認定に関すること。 (8) あっせん委員、仲裁委員及び事業認定審議会に関すること。 (9) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)の施行に関すること。 (10) 沖縄県土地開発公社に関すること。
道路街路課	(1) 道路の整備計画、新設及び改良に関すること。 (2) 高速自動車道等の建設促進に関すること。 (3) その他道路建設に関すること。
道路管理課	(1) 道路の認定等に関すること。 (2) 道路の維持管理に関すること。 (3) 道路の舗装及び補修に関すること。 (4) 道路交通安全施設の整備に関すること。 (5) 市町村道の整備に関すること。 (6) 道路の修景緑化に関すること。 (7) 県民広場地下駐車場の維持管理に関すること。 (8) 未買収道路用地の取得に関すること。 (9) 市町村道未買収道路用地取得事業の指導監督に関すること。 (10) その他道路維持に関すること。

課名	分掌事務
河川課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備計画に関すること。 (2) 河川の新設、改良、保全及び管理に関すること。 (3) 河川に係る公有水面の埋立て及び規制に関すること。 (4) 河川の砂利採取に関すること。 (5) 国土交通省所管に属する国有地の管理及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (6) 多目的ダム及び治水事業に関すること。 (7) その他河川及びダムに関すること。
海岸防災課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸（他部の所掌に属するものを除く。）及び砂防の整備計画に関すること。 (2) 海岸及び砂防の新設、改良、保全及び管理に関すること。 (3) 水防に関すること。 (4) 水防協議会に関すること。 (5) 海砂利採取に関すること。 (6) 国土交通省所管に属する国有地の管理及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (7) 国土交通省所管に係る公共土木施設の災害防止及び災害復旧に関すること。 (8) 地滑り等防止対策に関すること。 (9) 急傾斜地の災害防止に関すること。 (10) 市町村災害復旧事業の指導監督に関すること。 (11) 公有水面の埋立て及び規制に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。 (12) その他海岸及び砂防に関すること。
港湾課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 港湾整備計画に関すること。 (2) 県管理港湾の新設、改築及び維持管理に関すること。 (3) 市町村管理港湾の整備についての指導及び援助に関すること。 (4) 港湾区域の規制及び港湾区域に係る公有水面の埋立て及び基本施設の整備に関すること。 (5) 港湾統計に関すること。 (6) 地方港湾審議会に関すること。 (7) 宜野湾港整備事業特別会計に関すること。 (8) 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計に関すること。 (9) 中城湾港マリン・タウン特別会計に関すること。 (10) 中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計に関すること。 (11) 那覇港開発の推進に関すること。 (12) 那覇港管理組合に関すること。 (13) その他港湾に関すること。
空港課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空港整備計画に関すること。 (2) 空港の建設及び管理に関すること。 (3) 空港の安全施設に関すること。 (4) 空港の附属施設の整備に関すること。 (5) 下地島空港管理事務所に関すること。 (6) 下地島空港特別会計に関すること。 (7) その他空港に関すること。

課名	分掌事務
都市計画・モノレール課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画、土地区画整理及び都市再開発に関すること。 (2) 屋外広告物及び駐車場に関すること。 (3) 都市の美観、風致等の企画及び推進に関すること。 (4) 都市計画事業の認可、承認及び指導監督に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (5) 都市計画区域内の建築物の制限等に関すること。 (6) 都市計画審議会及び景観形成審議会に関すること。 (7) 景観形成についての総合的企画及び調整に関すること。 (8) 都市モノレールに係る総合企画及び調整に関すること。 (9) 都市モノレール事業に係るバス路線の再編成等総合対策に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、都市計画及び都市モノレール事業の推進に関すること。
都市公園課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の管理に関すること。 (2) 都市計画に係る公園事業の整備計画及び推進に関すること。 (3) 都市計画事業の認可、承認及び指導監督に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (4) 一般財団法人沖縄美ら島財団に関すること。 (5) その他都市公園及び都市緑化に関すること。
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道の整備計画及び推進に関すること。 (2) 下水道に関する行為の制限等に関すること。 (3) 下水道事業の認可、承認及び指導監督に関すること。 (4) 下水道資源の有効利用に関すること。 (5) 流域下水道事業会計に関すること。 (6) 下水道の普及及び広報に関すること。 (7) 下水道建設事務所に関すること。 (8) その他下水道に関すること。
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関すること。 (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可に関すること。 (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関すること。 (4) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関すること。 (5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関すること（浄化槽の構造基準及び工事規準に係るものに限る。）。 (6) 福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付及び事前協議等技術的な審査に関すること（建築物及び公共交通機関の施設の新設等に関することに限る。）。 (7) 防蟻対策及び建物動態統計調査に関すること。 (8) 建築関係団体に関すること。 (9) 沖縄振興開発金融公庫からの受託業務に関すること。 (10) 建築審査会、建築士審査会及び開発審査会に関すること。 (11) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の施行に関すること。 (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (13) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (14) 高齢者、身体障害者等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (15) 市街地再開発事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (16) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関すること。 (17) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (18) マンションの管理の適正化及び建替えの円滑化に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (19) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (20) 前各号に掲げるもののほか、建築に関すること。

課名	分掌事務
住宅課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅対策の総合企画及び推進に関する事。 (2) 公営住宅及び改良住宅の計画及び予算に関する事。 (3) 県営住宅の管理及び県営住宅の管理に係る訴訟に関する事。 (4) 県営住宅用地の取得に関する事。 (5) 市町村営住宅建設事業の指導に関する事。 (6) 市町村営住宅管理の指導に関する事。 (7) 住環境整備事業に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。 (8) 沖縄県住宅供給公社及び住宅関係団体に関する事。 (9) 住宅建設等に係る融資に関する事。 (10) 市街地再開発事業に関する事（地区内の建築物が専ら住宅で占めている場合に限る。）。 (11) 高齢者の居住の安定確保に関する事。 (12) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する事。 (13) 住宅の品質確保に関する事。 (14) マンションの管理の適正化及び建替えの円滑化に関する事。 (15) 長期優良住宅に関する事。 (16) 空屋等対策を実施する市町村への援助等に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。 (17) 前各号に掲げるもののほか、住宅行政に関する事。
施設建築課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県有建築物の企画調査に関する事。 (2) 県有建築物の設計及び工事監督に関する事。 (3) 県営住宅用地の造成に関する事。 (4) 公共建築物（市町村、法人等）の建設指導に関する事。

◎出先機関

所名	分掌事務
<p>土木事務所 (北部・中部・南部 ・宮古・八重山)</p>	<p>(1) 工事の事務検査に関する事。 (2) 工事及び委託設計の入札及び契約に関する事。 (3) 市町村補助事業の事務指導に関する事。 (4) 市町村への技術指導及び監督に関する事。 (5) 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関する事。 (6) 工事の検査に関する事。 (7) 港湾、河川、護岸、飛行場、公有水面埋立等の公共工事の調査、設計及び監督に関する事。 (8) 県道及び知事管理一般国道の管理に関する事。 (9) 県道の調査、設置及び監督に関する事。 (10) 道路の占用又は使用の許可等に関する事。 (11) 里程の証明及び海陸測量標の管理に関する事。 (12) 都市計画事業の調査、設計及び監督に関する事。 (13) 屋外広告物及び都市の美観風致に関する事。 (14) 都市計画施設の区域内、土地区画整理事業の施行区域内、都市計画事業地内及び土地区画整理事業施行地区内における建築等の規制に関する事。 (15) 公共建築工事及び公共建築物の維持に係る調査、設計及び監督に関する事。 (16) 建築基準及び建築士に関する事。 (17) 福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付及び事前協議等技術的な審査に関する事（建築物及び公共交通機関の施設の新設等に関する事に限る）。 (18) 宅地建物取引業に関する事。 (19) 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関する事。 (20) 開発行為及び宅地造成工事の規制等に関する事。 (21) 建築統計に関する事。 (22) 公共土木工事に係る用地の買収、登記及び買収に伴う地上物件の除去による補償に関する事。 (23) 廃道敷及び廃川敷の調査等に関する事。 (24) 港湾、河川、海岸（国土交通省所管に限る。）、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の管理に関する事（次項各号に掲げる事務を除く。）。 (25) 県営住宅の維持管理に関する事（宮古土木事務所及び八重山土木事務所に限る。）。 (26) ダムの管理に関する事。 (27) その他土木及び建築に関する事。 (28) 庶務に関する事。</p>
<p>中部土木事務所</p>	<p>(1) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第3章第1節の規定に基づく中城湾港新港地区に係る国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関する事。 (2) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第3章第2節の規定に基づく金武湾港及び中城湾港に係る国際水域施設の保安の確保のために必要な措置に関する事。</p>
<p>下地島空港 管理事務所</p>	<p>(1) 空港運用業務に関する事。 (2) 空港保安管理に関する事。 (3) 空港施設の使用に関する事。 (4) 入札及び契約に関する事。 (5) 工事の調査、設計及び監督に関する事。 (6) 航空法（昭和27年法律第231号）の規定に基づく検査に関する事。 (7) 空港内外の公有財産の管理に関する事。 (8) 委託業務の監督及び検査に関する事。 (9) 空港施設の災害予防防止及び災害復旧に関する事。 (10) 空港施設外制限表面の障害物件管理に関する事。 (11) 庶務会計に関する事。</p>

所名	分掌事務
下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 流域下水道の維持管理に関すること。 (2) 下水の処理、汚泥の処分及び水質管理に関すること。 (3) 入札及び契約に関すること。 (4) 財産及び備品の管理に関すること。 (5) 工事の調査及び設計に関すること。 (6) 工事及び委託業務の監督及び検査に関すること。 (7) 関連公共下水道の指導及び助言に関すること。 (8) 流域下水道の維持管理に係る技術調査及び研究に関すること。 (9) 工事の事務検査に関すること。 (10) 市町村補助事業の事務指導に関すること。 (11) 流域下水道の災害工事に関すること。 (12) 流域下水道工事に係る用地の買収、登記及び物件補償に関すること。 (13) 道路、河川等の占用に関すること。 (14) 市町村施行下水道事業の技術指導及び監督に関すること。 (15) 県代行事業に係る調査、設計及び監督に関すること。 (16) 県代行事業の工事の委託設計、審査及び委託業務の検査に関すること。 (17) 県代行事業の工事に係る用地の買収、登記及び物件補償に関すること。 (18) 庶務に関すること。